

社会福祉法人芳友 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳友（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の総額及び支給)

第3条 役員の間年報酬総額は、別表1に定める金額の範囲内とする。

2 役員等には、勤務形態に応じて、報酬等を支給する。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額
- (3) 常勤役員が職務のため出張したときには、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に準じて、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。ただし、兵庫県内の移動については支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員には、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 常勤役員の報酬は、毎月 25 日に支給するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合は、前営業日に支給するものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金等を控除して支給する。

4 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日並びに勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

別表 1 理事及び監事の年間報酬総額

理事	年間の報酬総額	10,000,000 円
監事	年間の報酬総額	100,000 円

別表 2 常勤理事の報酬

役 職 名	報酬月額	勤 務
理事長	300,000 円	月 4 日以上
理 事	250,000 円	週 4 日

別表 3 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000 円 (源泉所得税控除後)

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000 円 (源泉所得税控除後)

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円 (源泉所得税控除後)
上記の他、法人及び施設業務のため出勤	10,000 円 (源泉所得税控除後)